

令和7年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
(Ⅰ 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 半田市 】
令和7年度に実施した取組の内容及び成果と課題
1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等) ・外国人児童生徒教育連絡協議会 4月:年間計画、個別の支援計画についての協議、日本語指導の成果・課題等についての情報交換等 1月:外国人対象入学説明会 ・外国人児童生徒教育連絡協議会小委員会(年4回) 市教委担当、学校管理職、各校日本語担当教員、外国人生活支援員が年度初め及び学期毎に集まり、外国人児童生徒の支援や日本語初期指導教室、日本語指導等の成果・課題について協議や情報交換を行った。
2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること (1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営 市教委担当、学校管理職、各校日本語担当教員、外国人生活支援員が年度初め及び学期毎に集まり、外国人児童生徒の支援や日本語初期指導教室、日本語指導等の成果・課題について協議や情報交換を行った。 (2)学校における指導体制の構築 業務委託により、3 か月間での短期集中指導を行う日本語初期指導教室を開設している。約3か月ごとに設置校を変えて、習熟度に応じた3グループ合計 28 人の日本語指導を行った。 (3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施 各学校が「特別の教育課程」の編成実施計画書を提出し、「個別の指導計画」に基づいて指導を実施した。 (4)成果の普及 日本語初期指導教室での指導体制を校長会や教育連絡会小委員会にて報告し、日本語指導の成果や課題等について情報共有を行った。 (7)ICTを活用した教育・支援 (10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣 業務委託により日本語初期指導教室を開設し、日本語初期指導員(メイン教師1名・サポート教師3名)を配置した。
3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること (1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営 各校が情報共有することで指導・支援体制の質の向上と統一性が図ることができたが、日本語教室のない学校での日本語指導が必要な児童生徒の支援体制をどのように行いか、また、日本語初期指導教室の設置校や対象者の選定について、事前調査の時期や選定基準の再協議が必要である。 (2)学校における指導体制の構築 通常の授業についていけない児童生徒は、少人数の日本語教室で個別指導を受けることにより、集中して学習に取り組めた。 日本語初期指導教室には拠点校までの保護者による送迎が困難でタクシーや市内で走っているバスを利用する児童生徒がいた。そのため、設置校の選定基準や初期指導教室へ通う移動手段の確保、入室人数の増加等、少しでも数多くの児童生徒が指導を受けられる支援体制を作っていく必要がある。

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

日本語教育加配教員と在籍学級担任が指導計画を共有することにより、個々の状況に応じたより適切な指導を行うことができた。在籍児童生徒数の多い学校での取組を他の学校でも情報共有し、統一して安定した指導が受けられる体制を作っていく。

(4)成果の普及

日本語初期指導教室での指導内容や対象児童の様子・習得状況などを共有し、市内全体の日本語指導・支援体制の理解が深まったため、今後さらに日本語初期指導教室を広く周知していく。

(7)ICTを活用した教育・支援

(10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

基本的な日本語の習得や学習意欲の向上、日本の学校生活への適応力を得ることができた。日本語初期指導教室については、委託業者が毎年変わってしまうと指導が安定しないため、複数年の継続契約が必要である。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
本事業で対応した幼児・児童 生徒数	人 (園)	24 人 (9校)	2 人 (2校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)
うち、特別の教育課程で指導 を受けた児童生徒数		24 人 (9校)	2 人 (2校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)

4. その他(今後の取組予定等)

各学校の日本語担当教員は日本語指導教室でのノウハウを継承し、初期指導教室から日本語教室、通常学級への長期的な指導計画を共有しさらなる連携を図る。

日本語初期指導教室の設置校の選定や移動方法の確保、日本語指導を必要としているすべての児童生徒が適正な指導を受けられるように安定した支援体制を構築していく。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。